

令和2年5月29日

公立及び民間の
保育施設関係事業
施設長各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

平素より、新型コロナウイルスの感染症対策にご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。
ご承知のとおり、政府は5月25日に「緊急事態宣言」を全面解除いたしました。

本市においては市独自の「石垣市緊急事態宣言」が5月31日に解除となることから、6月1日以降に向け、「保育士等支援員及び乳幼児の健康観察、マスク着用、手洗い」を徹底した衛生管理、「郡外渡航時の行動履歴」管理など、保育施設における新型コロナウイルス感染症対策を引き続き講じる必要があります。

新型コロナウイルス感染症は、感染症対策を徹底しつつも感染リスクはゼロにはできないということを前提に、各保育施設においては、「石垣市緊急事態宣言」解除後も、下記のとおり「保育施設の新しい生活様式」を導入した保育支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 関係資料
- 1 新型コロナウイルス感染防止マニュアル
～保育所・こども園の新しい生活様式～
 - 2 郡外渡航時の行動記録票(参考様式)
 - 3 健康観察票(参考様式)
 - 4 県外渡航した場合の出勤・登園の判断基準(6月1日以降適用)